

第 5 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）5 月 8 日
水上村農業委員会

第5回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和8（2026年）5月8日第5回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（12名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（0名）

席番号	氏名

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。
議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 16号 農地利用集積等促進計画について
報告第 4号 農地相談事例について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和8年5月8日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしく申し上げます。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。
ます。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和8年第5回農業委員会総会を開会いたします。

議長 議事録署名委員を指名します。

3番藤原委員、4番内田委員 にお願ひします。

次に議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたしますが、

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

2ページをご覧ください。番号1です

譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。

申請地は江代字田迎にございます農地3筆です。

申請理由は、斜面被害拡大防止工事、田迎発電所の保守管理

事務局

に伴う転用です。

場所につきましては、3ページをご覧ください。

江代橋・中央部の田迎発電所の北に位置します。

また、4ページには計画図を載せておりますので、併せてご覧ください。

現地写真も、5ページに載せております。

申請地は農用地区域外の第2種農地です。

2ページをご覧ください。番号2です。

譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。

申請地は湯山字上馬場にありますが農地です。

申請理由は、民宿の野外駐車場に伴う転用です。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

湯山保育所の南東に位置します。

また、7ページには計画図を載せておりますので、併せてご覧ください。

現地写真も、8ページに載せております。

申請地は農用地区域外の第2種農地です。

第2種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)の力の

(ア)に該当する農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

2ページをご覧ください。

農地法第5条第2項には、次の事項のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

1号 次に掲げる農地又は採草放牧地につき権利を取得しようとする場合。

イ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。

- 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。
- 2号 当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- 3号 申請目的の実現に必要な資力及び信用がないこと、農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がないこと、申請に係る用途に供する見込みがない場合。
- 4号 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- 5号 地域における効率的かつ安定的の農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。
- 6号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、所有権を取得しようとする場合。
- 7号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、利用後、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。
- 8号 農地法第3条の規定により、所有権を移転し、又は各種権利を設定することができない場合に該当すると認められるとき。
- 9号 認定経営発展法人から権利を取得する場合。

以上のいずれにも該当しないか、あるいは適切であると思われるか。

この資料につきましては、熊本県の方に資料を見ていただいております。また盛土法は可。隣接所有者と協議してもらったり、道路排水路、農集排ポンプ施設等もありますのでそちらに考慮してもらうように所有者の方に告げているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長 この件については、尾前委員、山本委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、山本委員に報告をお願いします。

山本委員 5月1日、尾前委員と事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、番号1は江代橋の北にある農地、番号2は湯山保育所の南東にある農地です。

立地状況から見ても、転用後も周辺農地に支障はないと思われれます。

面積等も申請のとおりであれば、転用しても問題ないと思われれます。以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成でございますので、議案第15号については、計画のとおり意見決定します。

次に、議案第16号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

事務局よりお願いします。

事務局

説明します。9ページをご覧ください。

番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字前田にある農地5筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計6,954㎡です。

場所については、10ページの赤枠部分をご覧ください。

旧岩野小学校の東に位置します。

9ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は10年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、10aあたり27,610円です。

次に、9ページ 番号の2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字下笠振にある農地4筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計4,647㎡です。

場所については、11ページの赤枠部分をご覧ください。大平川流域の笠振発電所の700m下流に位置しているご自宅周辺に位置します。

9ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

事務局

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稲、賃借料は物納で 10a あたり 30,987 円です。

次に、9 ページ 番号の 3 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字下神揚にある 農地 2 筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 1,254 m²です。

場所については、12 ページの赤枠部分をご覧ください。神揚公民館の西に位置します。

9 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稲、賃借料は物納で、10a あたり 25,518 円です。

9 ページをご覧ください。

以上のとおりであります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第 11 項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に

事務局

対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農地中間管理権の設定を行います。

説明は、以上になります。

議長

ただ今の事務局の説明について、利用権設定の新規設定は2番の●●●さんのところで、あとは再設定ということになっております。このことについて何か質問はありませんか。

(意見なし)

議長

異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第36号については、計画のとおり意見決定します。

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 那 須 利 八

署名委員 藤原 珠美

署名委員 内田 真治

提案した議案は以上のとおりでありますので、第5回農業委員会総会を閉会します。

(13時52分)